

千葉市国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部  
を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

千葉市長 熊谷俊人

## 千葉県規則第60号

### 千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則の一部を改正する規則

千葉県国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に関する規則（平成29年千葉県規則第54号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

様式第1号（裏）を次のように改める。

(裏)

滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制	
施設のホームページアドレス	
滞任者が日本国内に住所を有しない外国人であることを確認する方法	
施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せを受けるための連絡先	(責任者氏名) (責任者連絡先)

申請者が国家戦略特別区域法(以下「法」という。)第13条第4項各号(以下のとおり)に該当することの有無及びその内容 (1) 精神の機能の障害により、国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業を的確に遂行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 (3) 法第13条第13項(第1号及び第2号に係る部分を除く。)の規定により特定認定を取り消され、その取消の日から起算して3年を経過しない者(当該特定認定を取り消された者が法人である場合にあっては、当該取消の日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消の日から起算して3年を経過しないものを含む。) (4) 禁錮以上の刑に処せられ、又は法第13条第14項から第16項までの規定若しくは旅館業法(昭和23年法律第138号)の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者 (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から起算して5年を経過しない者( (8)において「暴力団員等」という。) (6) 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人(法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。)が(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (7) 法人であって、その業務を行う役員のうち(1)から(5)までのいずれかに該当する者があるもの (8) 暴力団員等がその事業活動を支配する者	無・有(内容)
--	---------

注 太線の枠内のみを記載すること。

添付書類

- 1 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書
- 2 申請者が個人である場合には、住民票の写し
- 3 賃貸借契約及びこれに付随する契約に係る約款(外国語表記とその日本語訳)
- 4 施設の構造設備を明らかにする図面
- 5 施設の周辺地域の住民に対する説明の方法及びその記録(説明に使用した書面を含む。)
- 6 施設の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切に対応するための体制及びその周知方法
- 7 消防法その他の消防に係る関係法令に適合していることを証する書面の写し
- 8 水道法第4条第1項各号に掲げる要件を備えるものであることを証する水質検査の結果を記載した書面の写し(水質検査結果書)(使用する水が水道法第3条第1項に規定する水道及び千葉市小規模水道条例第2条第1号に規定する小規模水道により供給される水以外の場合)
- 9 施設を事業に使用するための権利を有することを証する書面
- 10 付近見取図(施設の位置及び当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域がわかるもの)
- 11 居室内に備え付ける施設の使用法に関する案内書(外国語表記とその日本語訳)
- 12 その他市長が必要と認める書類

様式第4号中「第13条第5項」を「第13条第6項」に改める。  
様式第5号中「第13条第6項」を「第13条第7項」に改める。  
様式第6号中「第13条第7項」を「第13条第8項」に改める。  
様式第8号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。